

茨城県企業局低入札価格調査制度対象工事の監督体制等の強化に係る実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、茨城県企業局が発注する工事のうち、茨城県企業局低入札価格調査制度実施運営要領(平成10年10月1日施行、以下「運営要領」という。)第6条に規定する調査(以下「調査」という。)の対象となり、調査の結果、契約の内容及び適合した履行がされると認められ契約を締結した請負工事(以下「対象工事」という。)について、品質の確保及び適正な施工の確保等の観点から、監督体制等の強化を図るために必要な事項を定めるものとする。

(監督体制等の強化)

第2条 対象工事については、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 施工体制台帳等の提出及びその内容のヒアリング
- (2) 施工計画書の内容のヒアリング
- (3) 重点的な監督業務の実施
- (4) 労働安全担当機関との連携
- (5) 厳格な検査の実施
- (6) 施工体制の立ち入り点検
- (7) その他特に必要と認められる事項

(特記仕様書への明示)

第3条 1件の請負に付する額が1億円以上の工事及び総合評価方式による工事の発注にあたっては、前条第1項第1号から第3号の措置を講ずることに伴い、次の各号に掲げる内容を特記仕様書に明記するものとする。

- (1) 運営要領第3条に定める調査基準価格を下回る価格で落札した工事の請負人(以下「請負人」という。)は、施工体制台帳及び下請人通知書の提出に際し、発注者からその内容についてヒアリングを求められた場合は、応じなければならないこと。
- (2) 請負人は、共通仕様書に基づく施工計画書の提出に際し、発注者からその内容についてヒアリングを求められた場合は、応じなければならないこと。
- (3) 請負人は、監督員が当該工事の監督業務を行う際、主任技術者又は監理技術者を立ち合わせなければならないこと。

(補則)

第4条 この要領の施行に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

- 1 この要領は、平成23年4月16日から施行する。
- 2 この要領は、施行の日以前に契約した工事には適用しない。